つくばロケットクレープパッケージデザイン使用取扱要領

（趣旨）

1. この要領は、つくば市の新ご当地グルメ「ロケットクレープ」の魅力発信を目的として作成した、つくばロケットクレープパッケージデザイン（以下「デザイン」という。）を適正に使用するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（デザインに関する権利）

第２条　デザインに関する一切の権利は、つくば市（以下「市」という。）に属する。

（使用許諾及び管理を行う機関）

第３条　デザインの使用許諾及び管理は、市が行う。

（表示）

第４条　デザインの表示は、つくばロケットクレープパッケージデザインガイドラインのとおりとする。

（使用の申込み）

第５条　デザインを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、つくばロケットクレープパッケージデザイン使用申込書兼誓約書（第１号様式）に記入の上、市長に提出し、その許諾を得るものとする。

２　市長は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

３　第１項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許諾を要しない。

(1) 市が使用するとき。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) その他、市が適当と認めるとき。

（使用料）

第６条　デザインの使用料は、無償とする。

（使用の許諾）

第７条　市長は、第５条第１項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を許諾するものとする。

(1) 市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4) デザインをつくばロケットクレープパッケージデザインガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。

(5) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。

(6) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用するとき又は使用するおそれがあるとき。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号）の対象となる業種が使用するとき又は使用するおそれがあるとき。

(6) その他、市が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

２　市長は、デザインの使用を許諾するときは、つくばロケットクレープパッケージデザイン使用許諾通知書（第２号様式）により、申込者に通知するものとする。

３　市長は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。

４　市長は、使用を許諾しないときは、つくばロケットクレープパッケージデザイン使用不許諾通知書（第３号様式）により、申込者に通知するものとする。

５　市長は、デザインの利用推進を図る観点から、許諾の内容等について情報を公開することができる。

（許諾内容の変更の申込み）

第８条　許諾を受けたデザインの使用内容を変更しようとするときは、つくばロケットクレープパッケージデザイン使用内容変更申込書（第４号様式）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

２　市長は、デザインの使用内容の変更を許諾する場合には、つくばロケットクレープパッケージデザイン使用内容変更許諾通知書（第５号様式）により、申込者に通知するものとする。

３　市長は、デザインの使用内容の変更を許諾しない場合には、つくばロケットクレープパッケージデザイン使用内容変更不許諾通知書（第６号様式）により、申込者に通知するものとする。

４　第７条の規定は、第１項の申込みについて準用する。

（使用上の遵守事項）

第９条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された内容により使用すること。

(2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) つくばロケットクレープパッケージガイドラインに従って使用すること。

(4) 市が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。

(5) 許諾にかかる商品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(6) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、デザインに関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(7) 本著作権について、市及び市から正当に権利を取得した第三者に対し、著

作者人格権を行使しないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用禁止及び許諾の解除）

第１０条　市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

(1) 第７条第１項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第７条第３項の条件に反したとき。

(3) 第９条各号の遵守事項を遵守しないとき。

２　市長は、次の各号に該当すると認めるときは、デザインの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

(1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。

(2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

３　市長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、つくばロケットクレープパッケージデザイン使用禁止・使用許諾解除通知書（第７号様式）により、使用者に通知するものとする。

４　市は、前３項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第１１条　使用者が、デザインの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、デザインの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

第１２条　この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は、別に市長が定める。

２　この要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、つくば市公式ホームページ等で告知する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和７年８月５日から施行する。

第１号様式（第５条第１項）

つくばロケットクレープパッケージデザイン使用申込書兼誓約書

年　　月　　日

つくば市長 宛

 　　　　　　　　　　　＜申込者＞

 　　　　　　　　　　住所

 　　　　　　　　　　 氏名

　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、所在地、名称及び代者の氏名）

つくばロケットクレープパッケージデザインを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象商品 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用方法※種類・名称・規格・金額等を記入 |  |
| 使用期間 | 年 　月 　日～ 　年 　月 　日  |
| 使用場所 |  |
| 製造個数 |  |
| 連絡先※担当者名・電話番号・メールアドレス 等 |  |

＜添付書類＞

(1) 使用イメージがわかるもの、又は企画書（使用する商品・広告等の概要がわかるもの）

(2) 申込者の概要がわかる書面（名称・所在地・事業内容・団体の場合は団体概要（会社概要）や構成員等がわかるもの等）

次の１(1)から(6)までの禁止事項のいずれかに該当すると認められた場合又は次の２(1)から(8)までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

 氏名（名称及び代表者名）

１　禁止事項

(1)市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(2)法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3)特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4)デザインをつくばロケットクレープパッケージデザインガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。

(5)第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。

(6)自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用するとき又は使用するおそれがあるとき。

(7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる業種が使用するとき又は使用するおそれがあるとき。

(6)その他、市が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

２　遵守事項

(1)許諾された内容により使用すること。

(2)許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3)つくばロケットクレープパッケージデザインガイドラインに従って使用すること。

(4)市が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。

(5)許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(6)商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、つくばロケットクレープパッケージデザインに関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(7)本著作権について、市及び市から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。

(8)前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。第２号様式（第７条第２項）

つくば産第　号

 年 　月 　 日

 様

つくば市長　　　　　　　　　　　㊞

つくばロケットクレープパッケージデザイン使用許諾通知書

年　月　日付けで申込みのあった、つくばロケットクレープパッケージデザインの使用について、下記のとおり許諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象商品 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用方法※種類・名称・規格・金額等を記入 |  |
| 使用期間 | 年 　月 　日～ 　年 　月 　日  |
| 使用場所 |  |

第３号様式（第７条第４項）

つくば産第　号

 年 　月 　 日

 様

つくば市長　　　　　　　　　　　㊞

つくばロケットクレープパッケージデザイン使用不許諾通知書

年　月　日付けで申込みがあった、下記商品に係るつくばロケットクレープパッケージデザインの使用については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 不許諾対象商品 |  |
| 理由 |  |

第４号様式（第８条第１項）

つくばロケットクレープパッケージデザイン使用内容変更申込書

年　　月　　日

つくば市長 宛

 　　　　　　　　　　　＜申込者＞

 　　　　　　　　　　住所

 　　　　　　　　　　 氏名

（法人にあっては、所在地、名称及び代者の氏名）

年　月　日付け　　第　　号で許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象商品  |  |
| 変更内容 |  |

第５号様式（第８条第２項）

つくば産第　号

 年 　月 　 日

 様

つくば市長　　　　　　　　　　　㊞

つくばロケットクレープパッケージデザイン使用内容変更許諾通知書

年　月　日付けで、申込みのあったつくばロケットクレープパッケージデザインの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象商品 |  |
| 変更内容 |  |

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(1)許諾された内容により使用すること。

(2)許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3)つくばロケットクレープパッケージガイドラインに従って使用すること。

(4)市長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。

(5)許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(6)商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、つくばロケットクレープパッケージデザインに関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(7)本著作権について、市及び市から正当に権利を取得した第三者に対し、著

作者人格権を行使しないこと。

(8)前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

第６号様式（第８条第３項）

つくば産第　号

 年 　月 　 日

 様

つくば市長　　　　　　　　　　　㊞

つくばロケットクレープパッケージデザイン使用内容変更不許諾通知書

年　月　日付けで申込みがあった、下記つくばロケットクレープパッケージデザインの使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 不許諾対象商品 |  |
| 理由 |  |

第７号様式（第10条第３項）

つくば産第　号

 年 　月 　 日

 様

つくば市長　　　　　　　　　　　㊞

つくばロケットクレープパッケージデザイン使用禁止・使用許諾解除通知書

年　月　日付け　　第　　号で許諾した、つくばロケットクレープパッケージデザインの使用について、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

１ （使用禁止 ・ 使用許諾解除）の内容

２ 理由